

議案第 5 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「290円」の次に「(同項第1号又は第2号に規定する作業のうち心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第2項第1号の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第17条（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定に基づいて防疫救治作業手当を支給された職員で同一の作業につき改正後の条例第17条第2項第1号括弧書の規定による防疫救治作業手当の支給を受けることとなるものについては、当該支給された防疫救治作業手当は、同号括弧書の規定による防疫救治作業手当の内払とみなす。

説 明

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、防疫救治作業手当について心身に著しい負担を与える作業に従事した職員に対する加算措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道税条例等の一部を改正する条例案

北海道税条例等の一部を改正する条例

(北海道税条例の一部改正)

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第37条の17中「源泉徴収選択口座」の次に「（次条第2項において「選択口座」という。）」を加える。

第37条の18第2項中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第39条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。同項において同じ。）を除く」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第44条の2第9項第2号中「構造、」を「構造及び」に改め、同項第6号中「、氏名並びに」を「及び氏名、」に、「及びその」を「並びにその」に改め、「及び押印」を削り、同項第7号中「受くべき」を「受けるべき」に改める。

第61条の12第4項中「、第1項」を「、同項」に、「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第9項中「販売業者名を記載し記名押印しなければ」を「販売業者及び自己の氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第61条の17第1項第6号及び第61条の18第1項第6号中「受くべき」を「受けるべき」に改める。

第124条中「であって、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第125条第1項中「であって、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第2項中「の承認を受けている」を「の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつ

て当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、当該承認を受けている」を「には、当該」に改め、「(以下この章において「電磁的記録に係る承認済道税関係帳簿」という。)」及び「知事の承認を受けたとき」を削り、「承認を受けた電磁的記録に係る承認済道税関係帳簿」を「道税関係帳簿」に改める。

第126条から第129条までを削る。

第130条中「第125条第1項」を「前条第1項」に、「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている」に改め、同条を第126条とする。

附則第12条の2の4第2項中「源泉徴収選択口座」の次に「(次条第2項において「選択口座」という。)」を加える。

(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例第34条の2の改正規定を次のように改める。

第34条の2中「内国法人」の次に「(第4項及び第8項において「内国法人」という。)」を加え、「この条」を「この項」に、「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同法第12条第3項の控除の限度額で政令第9条の7第5項で定めるもの」を削り、「第9条の7第6項」を「第9条の7第5項」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第6項又は第7項」に、「同条第19項、第20項及び第29項」を「同条第18項、第19項及び第28項」に、「同条第30項」を「同条第29項」に、「予定申告法人」を「同項に規定する予定申告法人」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条に次の8項を加える。

2 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人（法第53条第5項に規定する被合併法人をいう。）の

合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第24条第4項に規定する公益法人等をいう。第4項及び第9項において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

- 3 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第69条第16項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。
- 4 通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。次項から第7項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第7項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第2項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第7項第1号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があった場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の法第53条第1項の規定によ

る申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る同条第34項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令第9条の7の2第1項、第2項及び第4項の規定により、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第6項及び同号において同じ。）を当該対象事業年度の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

- 5 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令第9条の7の2第3項及び第5項の規定により、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第7項第1号において同じ。）を加算した金額とする。
- 6 前2項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定に

よる申告書の提出期限までに提出したものに限る。)に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

7 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

(1) 対象事業年度において第4項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第5項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第3項の規定の適用がある場合

(2) 法人税法第69条第20項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合

8 第4項及び第5項の規定は、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。)が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	の各事業年度(以下この項から第7項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項におい
-----	--	---

		て同じ。)
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第5項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は 通算法人の残余財産が確定した 場合において、その合併の日以 後又はその残余財産の確定の日 の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

- 9 第4項及び第5項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	の各事業年度（以下この項から第7項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなった日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第5項	の対象事業年度において	が第24条第4項に規定する公益法人等に該当することとなった場合において、その該当するこ

		ととなった日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第2条のうち、北海道税条例第35条第2項の改正規定中「第53条第56項」を「第53条第64項」に改め、同条第3項の改正規定中「第53条第59項前段」を「第53条第67項前段」に改め、同条第4項の改正規定中「第53条第59項」を「第53条第67項」に、「同条第59項」を「同条第67項」に改め、同条例附則第6条の5第1項の改正規定中「又は第35項」に」の次に「、「法人税割額から」を「法人税割額（第34条の2第5項（同条第8項及び第9項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に、「及び第34条の2」を「並びに第34条の2第1項、第4項（同条第8項及び第9項において準用する場合を含む。）及び第5項」に」を加え、「第39項及び第40項（同条第41項（同条第42項」を「第47項及び第48項（同条第49項（同条第50項」に、「及び同条第42項」を「及び同条第50項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第44条の2第9項、第61条の12、第61条の17第1項第6号及び第61条の18第1項第6号の改正規定並びに第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第39条の改正規定及び附則第3項の規定 令和4年4月1日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第37条の18第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡

等について適用し、施行日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 新条例第39条の規定は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例第124条及び第125条第1項の規定は、施行日以後に備付けを開始する新条例第124条に規定する道税関係帳簿（次項において「道税関係帳簿」という。）について適用する。

5 新条例第125条第2項の規定は、施行日以後に保存が行われる道税関係帳簿に係る電磁的記録（北海道税条例第61条の11第9項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

（北海道循環資源利用促進税条例の一部改正）

6 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第130条」を「第126条」に改める。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

（北海道循環資源利用促進税条例の一部改正に伴う経過措置）

7 附則第4項及び第5項の規定は、北海道循環資源利用促進税条例第15条第1項の規定による特別徴収義務者等（同条例第14条に規定する特別徴収義務者等をいう。）の帳簿の備付け、記載及び保存について準用する。

説 明

地方税法の改正に伴い個人の道民税、法人の事業税等について所要の改正を行うとともに、ゴルフ場利用税に係る電子帳簿保存制度を利用するための知事の承認手続を廃止することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「過疎地域」を「過疎地域産業振興促進区域」に、
「第7章 振興山村
第8章 特定地方
産業振興施策促進区域における不均一課税（第26条の2－第26条の4）
活力向上地域における課税免除等（第27条－第31条）」を「第
7章 特定地方活力向上地域における課税免除等（第27条－第31条）」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 過疎地域産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この号及び次章において「過疎法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項及び第3項に規定する市町村計画を含む。同章において「市町村計画」という。）に記載された過疎法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第2章の章名中「過疎地域」を「過疎地域産業振興促進区域」に改める。

第7条中「過疎地域内」を「過疎地域産業振興促進区域内」に、「製造の事業、農林水産物等販売業（過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下この章において「過疎省令」という。）第1条第1号イに規定する期間内に、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた次に掲げる事業」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等（同号イに規定する取得等をいう。第9条及び

第10条において同じ。)をした」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)」を「過疎省令」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業
- (3) 有線放送業
- (4) インターネット付随サービス業
- (5) 次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
 - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (6) 当該過疎地域産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該過疎地域産業振興促進区域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

(7) 旅館業(下宿営業を除く。第12条第2号及び第19条第5号において同じ。)第8条第1項中「過疎地域内」を「過疎地域産業振興促進区域内」に改め、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の」を削る。

第9条及び第10条中「過疎地域内」を「過疎地域産業振興促進区域内」に、「製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業」を「過疎省令第1条第1号イに規定する期間内に、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた第7条各号に掲げる事業」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改める。

第11条中「令和3年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第13条第1項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の」を削る。

第17条中「同意の日」の次に「(次項及び次条において「同意日」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における前項の規定の適用については、同項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。次条において「地域経済牽引事業促進省令」という。)第3条第1号に規定する期間」とあるのは「地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(以下この章において「同意日」という。)から起算して5年」と、「地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(次項及び次条において「同意日」という。)」とあるのは「同意日」とする。

第18条中「地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日」を「同意日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における前項の規定の適用については、同項中「地域経済牽引事業促進省令第3条第1号に規定する期間」とあるのは、「同意日から起算して5年」とする。

第26条中「令和3年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第7章を削り、第8章を第7章とする。

附則第3項中「、第26条の2」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2章の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(旧条例第7条に規定する農林水産物等販売業をいう。次項において同じ。)又は旅館業(下宿営業を

除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除については、同号及び旧条例第2章の規定は、なおその効力を有する。

- 3 令和3年3月31日以前に旧条例第2条第6号に規定する振興山村産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画（同号に規定する山村振興計画をいう。）に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、同号及び旧条例第7章の規定は、なおその効力を有する。

説 明

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定等に鑑み、過疎地域産業振興促進区域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を講ずるとともに、原子力発電施設等立地地域における課税の特例措置の適用期間の延長等を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表124の項のア中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に改め、「この項、129の項、133の項、142の項及び152の12の項において」を削り、同項のイ中「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に改め、「この項、129の項、133の項、142の項及び152の12の項において」を削り、同表125の項のア中「第26条第3項第1号」を「第25条第2項第1号」に改め、「この項、130の項、134の項、143の項及び152の13の項において」を削り、同項のイ中「第26条第3項第2号」を「第25条第2項第2号」に改め、「この項、130の項、134の項、143の項及び152の13の項において」を削り、同表136の項を次のように改める。

136 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する医薬品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対	医薬品保管製造所登録申請手数料	35,700円	登録申請のとき
--	-----------------	---------	---------

する審査			
------	--	--	--

別表136の項の次に次のように加える。

136の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品保管製造所登録申請手数料	35,700円	登録申請のとき
136の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品保管製造所登録申請手数料	35,700円	登録申請のとき
136の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び	医薬品保管製造所登録更新	16,700円	登録更新申請のと

安全性の確保等に関する 法律施行令第80条第2項 第3号の規定に基づく医 薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律第13 条の2の2第4項に規定 する医薬品の保管のみを 行う製造所の登録の更新 の申請に対する審査	申請手数料		き
136の5 医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する 法律施行令第80条第2項 第3号の規定に基づく医 薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律第13 条の2の2第4項に規定 する医薬部外品の保管の みを行う製造所の登録の 更新の申請に対する審査	医薬部外品保 管製造所登録 更新申請手数 料	16,700円	登録更新 申請のと き
136の6 医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する 法律施行令第80条第2項 第3号の規定に基づく医 薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の	化粧品保管製 造所登録更新 申請手数料	16,700円	登録更新 申請のと き

確保等に関する法律第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査			
--	--	--	--

別表146の4の項の次に次のように加える。

146の4の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項に規定する医薬品の製造工程の区分ごとの適合性確認の申請に対する審査	医薬品区分適合性確認申請手数料	ア 無菌医薬品に係るもの 126,500円と品目数に2,000円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額 イ 一般医薬品に係るもの 95,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額 ウ 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等のみに係るもの 54,200円と品目数に300円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額	確認申請のとき
146の4の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の	医薬部外品区分適合性確認申請手数料	ア 無菌医薬部外品に係るもの 126,500円と品目数に2,000円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額	確認申請のとき

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項に規定する医薬部外品の製造工程の区分ごとの適合性確認の申請に対する審査		イ 一般医薬部外品に係るもの 95,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額 ウ 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 54,200円と品目数に300円を乗じて得た額と製造販売業者の数に8,100円を乗じて得た額との合計額	
146の4の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項に規定する変更を行う医薬品の適合性確認の申請に対する審査	変更医薬品適合性確認申請手数料	ア 無菌医薬品に係るもの 68,500円 イ 一般医薬品に係るもの 49,200円 ウ 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等のみに係るもの 21,000円	確認申請のとき
146の4の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第	変更医薬部外品適合性確認申請手数料	ア 無菌医薬部外品に係るもの 68,500円 イ 一般医薬部外品に係るもの 49,200円	確認申請のとき

2 項第 7 号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の 7 の 2 第 3 項に規定する変更を行う医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査		ウ 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 21,000円	
---	--	---------------------------------------	--

別表中156の 3 の項を156の 7 の項とし、156の 2 の項を156の 6 の項とし、156の項の次に次のように加える。

156の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の 4 第 4 項の規定に基づく同令第80条第 2 項第 3 号に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付	医薬品等保管製造所の登録証の書換え交付手数料	2,250円	書換え交付申請のとき
156の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の 5 第 5 項の規定に基づく同令第80条第 2 項第 3 号に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみ	医薬品等保管製造所の登録証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき

を行う製造所の登録証の再交付			
156の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第6項の規定に基づく同令第80条第2項第7号に規定する医薬品又は医薬部外品に係る基準確認証の書換え交付	基準確認証書 換え交付手数料	2,250円	書換え交付申請のとき
156の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第7項の規定に基づく同令第80条第2項第7号に規定する医薬品又は医薬部外品に係る基準確認証の再交付	基準確認証再 交付手数料	3,200円	再交付申請のとき

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(8)中「第34条第3項」を「第34条第5項」に改め、同項中(24)を削り、(25)を(24)とし、(26)を削り、(27)を(25)とし、同項(28)中「(27)」を「(25)」に改め、同項中(28)を(26)とする。

附 則

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和3年7月31日までの間においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第12条第9項の規定により行われる改正法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「新医薬品医療機器等法」という。）第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査並びに改正法附則第12条第11項の規定により行われる新医薬品医療機器等法第14条の2第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの適合性確認の申請に対する審査及び新医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の北海道保健福祉部手数料条例（別表136の項から136の3の項まで及び146の4の2の項から146の4の5の項までに係る部分に限る。）の規定の例により徴収する。

説 明

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に鑑み、医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所の登録等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する処遇を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年８月１日から施行する。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第８条の３の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 施行日から令和６年３月31日までの間、新条例第19条第２項（新条例第27条、第33条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

説 明

国が定める保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、感染症及び非常災害の発生時における利用者に対する処遇等を適切に実施することができるよう保護施設が講ずべき措置を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係
(第1条―第6条)

第2章 児童福祉法関係 (第7条―第9条)

第3章 社会福祉法関係 (第10条)

附則

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第100号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第20章 雑則(第211条) 附則」に改める。

第78条中「第21条、第34条の2、第36条の2第2項」を「第21条第2項」に改める。

第210条第1項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

本則に次の1章を加える。

第20章 雑則

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認

識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条、第44条の4、第49条、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20及び前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22及び前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、契約の締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第101号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則(第60条) 附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

第60条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項、第14条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、契約の締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則（第91条）
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、契約の締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方

が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第103号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第3章 雑則（第47条）
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第106号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第23条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類

するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第107号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第2章 児童福祉法関係

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則（第93条）
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第59条）
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（前条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第15章 雑則（第113条）
附則」に改める。

第82条第4項ただし書中「調理員を」の次に「、規則で定める場合にあっては看護職員を」を加える。

本則に次の1章を加える。

第15章 雑則

第113条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第3章 社会福祉法関係

（北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第19条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、指定障害福祉サービス事業者等による諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録等により対応することができることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例案

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例
北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「真狩村」を「真狩村 留寿都村」に、「浦河町 様似町」を「様似町」に改める。

別表第3中「帯広市」を「帯広市 北見市」に、「稚内市」を「稚内市 芦別市」に、「本別町 浦幌町」を「本別町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「浦河町 様似町」を「様似町」に改める部分及び別表第3の改正規定中「本別町 浦幌町」を「本別町」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出がされた同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（北見市、芦別市又は留寿都村に所在する住宅に限るものとし、北見市及び芦別市に所在する住宅にあってはこの条例の施行の際現に北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例別表第1の1の項の規定により同条例第2条第1項に規定する制限対象事業の実施が制限されている区域に所在するものを除く。）については、この条例による改正後の北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の規定は、適用しない。

説 明

地域における住宅宿泊事業の運営状況等に鑑み、当該事業の実施を制限する区域を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例の一部改正)

第 1 条 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例（平成 5 年北海道条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域その他規則で定める区域」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

(北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正)

第 2 条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成 5 年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「旧過疎地域自立促進特別措置法」に改める。

(北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年北海道条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 26 条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 21 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に鑑み、従来の過疎地域に代えて、同法に基づく過疎地域等を北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金を使用して実施する事業の対象地域とすることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第111号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「－第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に、「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条－第37条）」を「第7章 旅客特定車両停留施設（第33条－第43条）
第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条－第48条）」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章の章名中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第3条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第4条第3項中「いう。）」の次に「並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状

況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第2項中「転回できる」を「転回することができる」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「乗降できる」を「乗降することができる」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に、「確認できる」を「確認することができる」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に、「操作できる」を「操作することができる」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加え、同条第7号中「識別できる」を「識別することができる」に改める。

第14条第4号及び第5号並びに第16条第6号中「識別できる」を「識別することができる」に改める。

第22条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第23条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条第2項第2号中「乗降できる」を「乗降することができる」に改める。

第24条第2号中「通過できる」を「通過することができる」に改める。

第37条中「及び」を「、自転車歩行者専用道路等及び」に改め、同条を第48条とする。

第36条第1項中「及び」を「、自転車歩行者専用道路等及び」に改め、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次

の 2 項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第46条とする。

第34条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「識別できる」を「識別することができる」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第45条とする。

第33条第 2 項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条に次の 4 項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所及び休憩設備（第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）並びに同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第33条を第44条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設

（通路）

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。
- 4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。
- ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別することができるものとする。
- イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由に

よりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きを定めるに当たっては、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮するものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16セ

ンチメートル以下の場合においては、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとするものとする。

3 第13条第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのいずれかが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第11号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「第33条第2項に規定する移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所及び案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は当該案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に鑑み、旅客特定車両停留施設等において高齢者、障害者等が円滑に移動及び施設利用をするために必要な構造上の基準を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成 9 年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第38条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第 8 項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公営住宅法の改正に鑑み、道営住宅の不正入居者から明渡請求時に徴収する金銭に係る利息について変動制の法定利率を適用することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号 国立研究開発法人森林研究・整備機構宮特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例を廃止する条例案

国立研究開発法人森林研究・整備機構宮特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例を廃止する条例

国立研究開発法人森林研究・整備機構宮特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例（昭和63年北海道条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

旧独立行政法人緑資源機構等が実施してきた特定中山間保全整備事業等の完了後相当の期間が経過したことにより、これらの事業に係る受益者からの負担金及び特別徴収金を徴収する必要がなくなったため、この条例を制定しようとするものである。